

144号線沿道30mの不燃化事業を住民合意で不燃化特区まちづくりは6m道路  
路拡幅を優先させず、住み続けることのできる「まちづくり」を進めるための陳情  
(建設委員会付託)

受理番号 第186号

受理年月日 平成26年2月13日

付託年月日 平成26年2月20日

陳情者 . . . . .  
. . . . .  
. . . . .

陳情原文 補助144号線を特定整備路線として15mに拡幅する事業にともない、区が行う沿道30mの不燃化に当たって、車道でなく歩道を拡幅し、さらにその沿道に公園、緑地、防災設備などを策定し、それに沿う建物の耐震化、不燃化の促進のための丁寧な説明と十分な補助を行ってください。

不燃化特区としてのまちづくりに当たっては、先行している144号線道路拡幅・強制収用などの手法をとることなく、住民の暮らしを守り、住み続けたい願いを大切にして、住民のための「みちとまちづくり」を進めるよう下記のとおり陳情する次第です。

#### 記

- 1 「木密地域不燃化10年プロジェクト」として沿道30m不燃化を行うに当たって、車道でなく、歩道を大きく拡幅し、さらに可能な限り広場・公園・防災施設などを作ることを基本として、延焼遮断帯を形成してください。土地・家屋の強制収用は決して行わないでください。
- 2 不燃化特区としてのまちづくりは、住民の住み続けたいという意思を尊重し、道路の6m拡幅を優先させるのではなく、現在の空き地、空き家などを広げ、公園・防火施設・設備などを各所に設置することを基本としてください。
- 3 住み続けられるまちとして、「まちづくり協議会」(仮称)には希望者全員を参加させ、土地建物の強制的な収用・取り壊しなどがなく進めてください。
- 4 耐震補強、不燃化工事には大幅補助を行ってください。